

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 中国における増値税の新規定：

不課税対象取引等に係る仕入税額控除の取扱いが明確化

2026 年 1 月 1 日より、中国では「中華人民共和国増値税法」およびその実施条例が施行され、増値税制度の法制化が進められています。

これを受け、財政部および国家税務総局は 2026 年 8 月 27 日、「不課税対象取引等に係る増値税関連事項の明確化に関する公告」（財政部・税務総局公告 2026 年第 25 号、以下「25 号公告」）を公布しました。

25 号公告は、増値税の課税対象とならない取引に係る仕入税額控除の可否を明確化するとともに、資産再編、売上値引き、増値税優遇措置の放棄等に関する取扱いを規定しています。

同公告は 2026 年 9 月 1 日より施行され、2026 年 1 月 1 日から 8 月 31 日までに発生した未処理事項についても適用されます。

1. 主な改正・明確化の内容

① 不課税対象取引に係る仕入税額控除

以下の取引については、所定の要件を満たす場合、関連する仕入税額の控除が認められます。

- (ア) 保険契約に基づき保険金を受領する場合
- (イ) 金銭または現物による寄付を受ける場合
- (ウ) 契約が履行されず、課税取引が発生していないことにより違約金等を受領する場合
- (エ) 無償でサービスを提供する場合（金融商品の無償譲渡を除く）
- (オ) 自社の課税取引に関連して発生した売掛債権等を譲渡する場合（有価証券を除く）
- (カ) 売上高または販売数量と直接連動しない一定の財政補助金を受領する場合

一方、以下の取引に使用される仕入に係る増値税については、原則として仕入税額控除が認められません。

- (ア) 中国国内で行われた課税取引に該当しない物品・サービス等の販売
- (イ) 株式・持分の有償譲渡（有価証券を除く）
- (ウ) 株式・持分の保有により配当金を受領する場合（公告に定める普通株式を含む）
- (エ) 商品先物取引（現物受渡しを除く）

② 株式・持分譲渡および配当金に係る取扱い

今回の規定では、株式・持分の有償譲渡や配当金の受領が、仕入税額控除の認められない不課税対象取引に該当することが明確化されました。

例えば、中国現地法人が他の中国企業の持分を譲渡する際、当該譲渡に直接関連して発生する法務・財務アドバイザリー費用等の仕入税額は、原則として控除できない点に留意する必要があります。

また、持株会社等が配当収入を得る場合にも、関連費用の仕入税額控除について適切な検討が必要となります。

なお、仕入税額控除の制限は、関連する費用と取引との関係に基づいて判断するものであり、配当収入や持分譲渡があることのみを理由として、企業のすべての仕入税額が控除対象外となるわけではありません。

③ 売上値引きに係る増値税の取扱い

25 号公告では、売上値引きが発生した場合の課税売上高の算定方法についても明確化されています。

物品・サービス等の販売に際し、販売価格と値引額を同一の発票の「金額」欄にそれぞれ記載した場合、値引後の税抜金額を増値税の課税売上高とすることができます。

一方、同一の発票の「金額」欄に区分記載せず、「備考」欄への記載や別冊発票の発行とした場合、控除は認められません。

このため、販売奨励金、数量値引き等を実施する企業においては、契約内容に加え、発票の発行方法についても確認が必要です。

2. 日系企業への影響および実務上の留意点

今回の規定は、中国に進出する日系企業の通常の事業活動に加え、M&A、グループ内組織再編、投資管理等にも影響する可能性があります。

特に、以下の点に留意することが推奨されます。

① 投資・M&A 関連費用の確認

中国現地法人が持分譲渡や投資持分の管理を行う場合、関連する法務、会計、税務アドバイザー費用等について、仕入税額控除の適用可否を個別に確認することが重要です。

② 仕入税額の区分管理

課税取引と仕入税額控除が認められない不課税対象取引の双方を行う企業では、費用の使用目的や取引との関連性を把握し、必要に応じて仕入税額の区分管理または按分計算を行う必要があります。

③ 契約条件および発票発行実務の見直し

販売値引きやリベート等を行う企業では、契約書上の条件と発票の記載内容が整合しているかを確認することが望まれます。

④ 2026 年度の取引に係る再確認

25 号公告は 2026 年 9 月 1 日から施行されますが、2026 年 1 月 1 日から 8 月 31 日までに発生した未処理事項にも適用されます。そのため、2026 年度中に発生した関連取引について、従来の税務処理との相違がないか確認することが推奨されます。

お見逃しなく！

2026 年の増値税法施行に伴い、従来の実務上の取扱いが法令および関連公告によって順次明確化されています。

今回の 25 号公告は、特に不課税対象取引に係る仕入税額控除の判断に影響するものであり、中国現地法人における取引分類、費用管理および発票管理の適切性を再確認する機会となります。

日系企業においては、通常の営業取引だけでなく、投資・組織再編等の非経常的な取引についても、事前に増値税上の取扱いを検討することが重要と考えられます。